

# 陳情第11号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について



神奈川県・横須賀市議会  
議長 板橋 衛 様

2020年10月29日

## 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 【陳情の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1013円、神奈川県は1012円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差は最大で時間額221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。一方、神奈川県においては企業の競争力にゆがみが発生しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

# 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、神奈川県では1,012円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万~150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、最も低い7県と東京都と神奈川県では、同じ仕事でも時給で221円・220円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円~24万円(税込み)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

## 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年10月29日

横須賀市議会 板橋 衛 議長

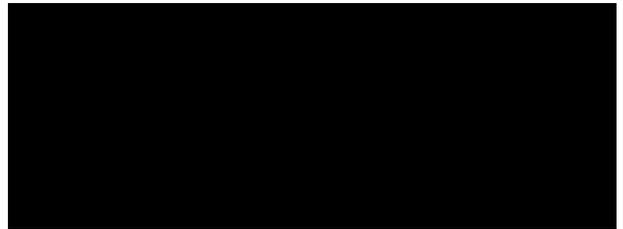
内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

2020年10月29日

横須賀市議会  
議長 板橋 衛 様



## 安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための陳情

### 【趣旨】

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

### 【項目】

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること

以上

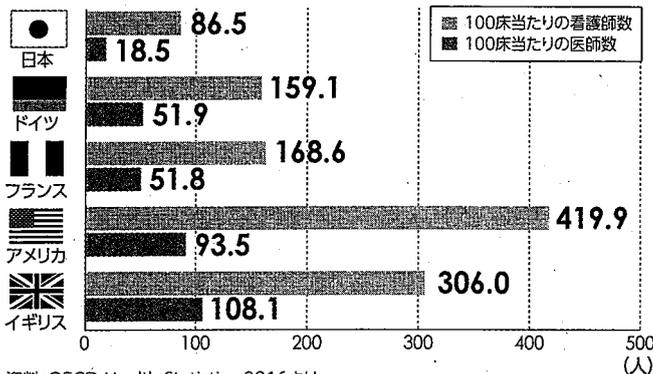
# 医療・介護・福祉を拡充してください



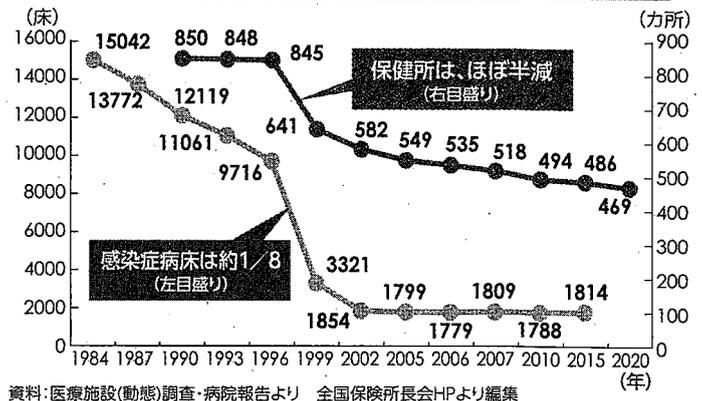
新型コロナウイルス感染拡大による「医療崩壊」が危惧される背景には、構造改革路線の下で効率最優先の医療提供体制への再編・縮小や、医師・看護師をはじめとする医療従事者の抑制政策が進められ、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた政府の医療・社会保障政策があり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

## コロナ禍から国民のいのちと生活をまもるための改善が必要です

医師・看護師の増員が必要です

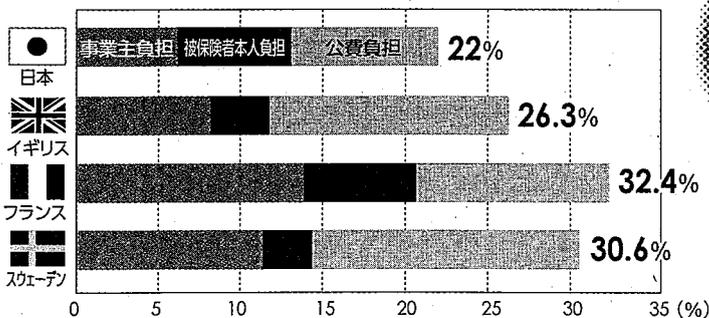


感染症病床と保健所の拡充が必要です



立ち後れた日本の社会保障支出

～社会保障財源の対GDP比の国際比較～



- マスク、防護服、消毒液が足りない
- 休みたくても休めない
- 陽性患者受け入れのため応援スタッフを送ったので業務が困難
- いくら保健所に連絡をしてもつながらない。つながってもPCR検査を受け付けてもらえない

# 安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための 国会請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

## 請願趣旨

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請します。

## 請願項目

- ① 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- ② 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- ③ 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- ④ 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- ⑤ 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

氏名	住所(「同上」や「/」は使わないでください)
	都道 府県

【取り扱い団体】( )

※この署名用紙は、国会への要請以外に個人情報を利用されることはいっさいありません。

## 思いやり予算の廃止を求める意見書提出を求める陳情

2020年11月9日

横須賀市議会議長 板橋 衛 様

陳情者



### 【趣旨】

貴議会として日本政府に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」（日本側に支払い義務のない駐留経費）について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されることを求めます。

### 【理由】

米国のポンペオ国務長官は来日していた10月6日NHKのインタビューで、在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）を巡る実務者交渉に関し「負担は互いの国が公平、公正だと感じるように分担する」と強調しました。現行の協定が来年3月に切れるため日米両政府は10月15日、2021年度から5年間の思いやり予算の日本側負担を決める実務者協議を始めています。11月に行われる米国の大統領選挙終了後、本格交渉に入る見込みです。

思いやり予算につきまして米国は日本に対して来年度以降、現状の約4.5倍に当たる年約80億ドル（約8640億円）への増額を要求したとの報道がありましたが、応じるべきものではありません。

そもそも「思いやり予算」は、日米地位協定によっても、日本側には支払い義務のないものです。日本側の駐留経費負担は、「施設および区域並びに路線権」となっており、米軍を「維持することに伴うすべての経費」は、米国側が支出すると規定しています。ところが、沖縄返還交渉の過程で日本側負担が拡大解釈され、1978年度からいわゆる「思いやり予算」と称して公然と拡大解釈にもとづく日本側の経費負担が続けられてきました。本来米国が負担すると定められている駐留経費の7割にも上り、2019年度は1974億円、78年から2018年度までの累計は7兆2685億円に上っています。

日本政府の財政はすでに債務残高が対国内総生産額（GDP）比で237%と、主要先進国の中で最悪の水準となっています。令和2年度の国の一般会計補正予算後の歳入では、公債金収入の比率が45.5%と約半分を占めている借金財政です。コロナ禍で失業が増えるなど、国民の生活は大変苦しくなっています。国の財政は国民生活を支援するために優先的に使うべきで、米国のために使うべきではありません。

米国の要求には応じないことはもちろんのこと、日米地位協定でも日本側に支払い義務がないとされている思いやり予算そのものを廃止すべきです。

以上のことから貴議会が国に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されることを求めます。

# 陳情第14号 親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護」の勉強会を開催し市民への周知及び浸透を図ることについて

親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情

## 陳情の趣旨

日本の別居、離婚家庭の子どもの環境は非常に深刻な状況であり、子どもの気持ちが置き去りになっています。養育費の不払いによる子どもの貧困、別居や離婚しているからとの理由で親子が引き離される問題は、子どもの精神面や将来に大きな影響を与えるものがあります。子どもの頃、親の離婚で大変苦勞したという話は近年よく耳に致します。

これらは、親の別居、離婚が子ども目線ではなく親目線で行われている現状が問題であり、子どもの環境や気持ちが二の次になっております。子どもは親の所有物ではありません。その原因は、子どもの権利についての認知不足であると言えます。日本は子どもの権利条約において、1994年4月に批准国として宣言しましたが、この条約がしっかりと理解、周知、尊重されていれば、親の別居、離婚があろうとも子どもの権利のもと、充実した福祉、利益が受けられるものです。

海外からの評価、指摘においてもその深刻さが伺えます。2020年9月ユニセフ発表の「先進国の子どもの幸福度ランキング」。日本は総合20位(38カ国中)。精神的幸福度(生活満足度が高い子どもの割合、自殺率)37位と深刻な状況。2019年3月にUNCRCから、児童の最善の利益(パラ19)、児童の意見の尊重(パラ22)、家庭環境(パラ27)、におきまして勧告を受けています。2020年7月8日の欧州本会議からは、決議文3、15~17、23項におきまして、子どもの権利が保護されていないとの勧告を受けております。

主に理解、周知、尊重が不足している条項として、以下を挙げます。

**第3条「子どもの最善の利益」(子どもにもっともよい事を)**  
別居、離婚において親の都合や意思が優先されている現状。日本の9割が協議離婚であり養育費、面会交流の取決め状況も低いままです。本来、養育費も面会交流も子どもの為のものであります。子どもにとっての利益とその将来をしっかりと話し合い、取決めるべきであり、それは広い観点からの意見を取り入れて最善を尽くすべきであります。

**第9条「親からの分離禁止」(親と引き離されない権利)**  
子どもと離れて暮らしていたり、離婚後に親権が無いから親とみなされない場合が多くあります。結果、親は子どもに関心を失い、子は親が自分に関心が無いと思い、親子関係が非常に希薄になっています。親子は生涯、親と子。一方的理由で、子と親を引き離してはなりません。子どもは両親から愛される権利があると理解する事が必要です。

**第12条「意見表明権」(意見を表す権利)**  
子どもの意思表明について、「〇〇だよ」などの質問は子どもへの押し付け、誘導であります。誰が、どこで聞いたかによって答えは変わるものです。忠誠葛藤など子どもの本音が言えない状況も多くあります。子どもの本音を正しく聞き取り、理解する事がなにより必要です。そしてその本当の想いを尊重するべきであります。

**第18条「親の第一次養育責任」(子どもの養育はまず親に責任)**  
別居、離婚において、一方のみの養育負担が大きく、その負担からうつ状態や絶望を抱き、子どもへ虐待をする事が多くあります。他方、子どもの養育を一方の親に押し付ける親、逆に養育に関わらせない親等、親としての子どもへの責任が欠如しております。継父母や

ひとり親家庭の交際相手の虐待を見ても、その責任感が薄いと言い切れます。まず、お互いが最初の養育責任者であり、その意識を持ち、お互いが養育に関わる自覚を持つべきであります。そしてその負担をお互いで分け合うべきであります。

#### 第19条「虐待、放任からの保護」（暴力などからの保護）

養育者が一人のみの場合、一般家庭より子どもを見守る人の数は少ない状況です。つまり、養育への視野が狭くなり、自身の不適切な養育に気が付かず、虐待やその行為に歯止めが利かなくなる場合、最悪は命を奪う状況が近年多く見受けられます。

2020年の4月に子どもへの体罰禁止が明記された改正児童虐待防止法が成立されましたが、その浸透具合も成立したばかりで道半ばであるかと思えます。子どもを守る為にも、まずは虐待とは何か、放任とは何かを学び自覚を持つべきであります。

#### 第27条「生活水準への権利」（生活水準の確保）

子どもの為の養育費の取決めをしない、払わない等、子どもの権利と親責任を理解していない場合が多く見られます。結果、ひとり親家庭の子どもの貧困につながります。養育費は子どもの生活水準への権利であると知るべきであります。

これらを中心とした子どもの権利について条約を学び、市民に周知、浸透させることは、現在の別居、離婚、ひとり親家庭の方々が子どもの環境について見直す事になり、子どもの福祉、利益向上に繋がります。別居、離婚を考えている家庭においても、子どもの為の意識を持った判断、行動ができます。また、一般家庭においても子どもの権利についての意識向上につながり、より子どもに寄り添った家庭環境が築けます。

東京オリンピック開催やSDGs（持続可能な開発目標）の国際的観点、人権問題からの視点からも子どもの権利、条約の尊重は重要であり、横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」につきましても、こどもの権利条例を政策立案検討課題とされております。

別居、離婚で苦しむまたは、苦しむであろう子どもの為、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会」を実施し市民への周知並びに浸透が行われるように市に働きかけて下さい。

#### 陳情の項目

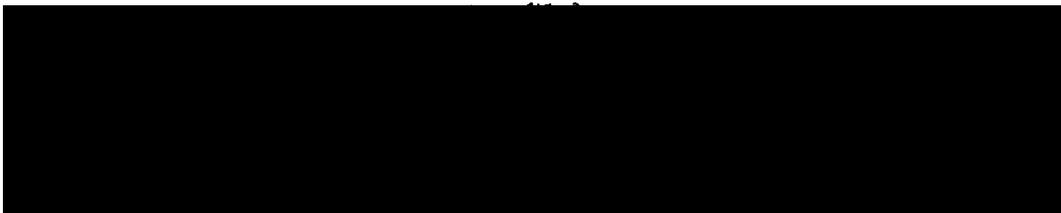
横須賀市において、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護」の勉強会を開き、市民へ周知、浸透が行われるように市に働きかけて下さい。

令和2年11月10日

横須賀市議会議長

板橋 衛 様

陳 情 者



# 親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情

## 補足資料

### 引用元

- 養育費不払い、親子引き離し問題の深刻さについて  
自民党司法制度調査会 2020 提言 19 ページから抜粋 . . . 2 ページ
- 先進国の子どもの幸福度ランキングの深刻さについて  
ユニセフ報告書「レポートカード16」 ホームページから抜粋 . . . 3 ページ
- UNCRCからの勧告について  
外務省 児童の権利条約 同報告書審査後の同委員会の総括所見（仮訳）  
4、5、7 ページから抜粋 . . . 4 ページ
- 欧州議会の勧告について  
欧州議会 2020 年 7 月 8 日発表の決議文 3、15～17、23 項を抜粋 . . . 5～6 ページ
- 子どもの権利条約について  
(公財) 日本ユニセフ協会 ホームページのポスターより . . . 7 ページ

内する動画の作成・インターネット上での配信

無戸籍者やその母等関係者に対し、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報を、容易にアクセスできる方法により、かつ分かりやすいコンテンツで提供することは、無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消の促進につながると考えられる。具体的な施策としては、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報に関する動画を作成し、インターネットで配信することが有用である。

オ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化

無戸籍者解消に向けた具体的施策を実施していく上で、市区町村を指導し、これと協同して一人一人に寄り添った手厚い手続支援を実施する法務局の体制を強化していくことは、従前に引き続き不可欠である。

カ 嫡出推定制度の見直しを着実に前進させること

嫡出推定制度の見直しについては、法制審議会民法（親子法制）部会において調査審議中であるが、無戸籍者が社会生活上多大な不利益を被っていることに鑑みれば、充実した調査審議が行われることを前提として、できる限り早期の答申がされることが期待される。

また、検討に当たっては、無戸籍者やその支援者の声を十分に聞き、実情を踏まえた制度設計を行うべきである。

#### 4 離婚をめぐる子の養育に関する問題

そのほか、当調査会犯罪被害者等支援PTにおいては、離婚をめぐる子の養育に関する問題についてもヒアリングを行った。

父母が様々な理由で離婚する場合であっても、子が両親の十分な情愛の下で養育されることが、子の成長ひいては日本の未来にとって重要であることはいうまでもない。しかしながら、日本では、離婚を巡って夫婦間で子の連れ去りが起きたり、子と別居親との関係が遮断されるケースも少なくない。また、養育費の不払いが子の貧困を招いている。

日本の宝である子の権利や将来を守るため、離婚後の親権制度の在り方、養育費の確保、面会交流の改善など、それぞれの課題について、諸外国の取組に学びつつ、党内の関係組織とも連携して、引き続き検討を進めていく。

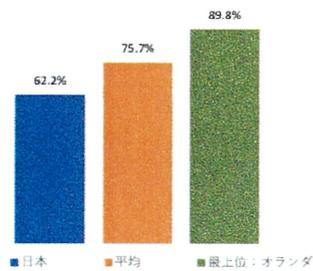
国:

日本



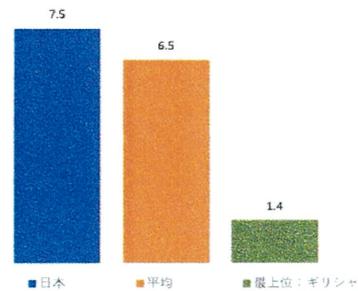
- 順位
- 上位グループ
  - 中位グループ
  - 下位グループ

15歳時点で生活満足度の高い子どもの割合 (2018年)

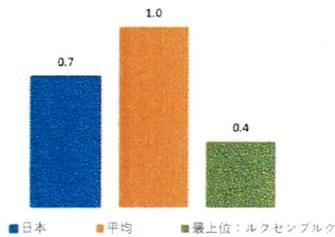


精神的幸福度

15~19歳の若者の自殺率 (10)  
万人あたりの自殺者数、2013年~2015年の3年間の平均)

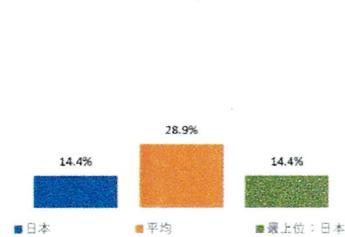


5~14歳の子どもの死亡率  
(1,000人あたりの死亡数、2018年)

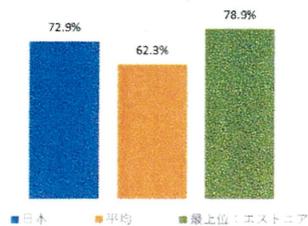


身体的健康

過体重または肥満である5~19歳の子どもと若者の割合 (2016年)

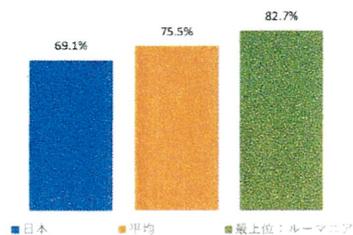


PISAテストの読解力・数学分野で基礎的習熟度に達している15歳の生徒の割合 (2018年)



スキル

「すぐに友達ができる」と答えた15歳の生徒の割合 (2018年)



## 児童の最善の利益

19. 委員会は、最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利が、特に教育、代替的監護、家族争議及び少年司法において適切に取り入れられず、また、一貫して解釈及び適用されていないこと、並びに、司法、行政及び立法機関が、児童に関連する全ての決定において児童の最善の利益を考慮していないことに留意する。最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利に関する一般的意見第14号（2013年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、児童に関連する全ての法律及

4

CRC/C/JPN/CO/4-5

び政策の影響評価を事前又は事後に実施するための義務的手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、児童に関わる個別の事案で、児童の最善の利益に関する評価が、多職種から成るチームによって、児童本人の義務的参加を得て必ず行われるよう勧告する。

## 児童の意見の尊重

21. 2016年の児童福祉法の改正が児童の意見の尊重に言及していること、また、家事事件手続法が当該手続における児童の参加に関わる規定を統合していることに留意しつつ、委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する児童の権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

22. 聴取される児童の権利に関する一般的意見第12号（2009年）を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、児童に対する脅迫及び処罰を防止するための保護措置をとりつつ、意見を形成することのできるいかなる児童に対しても、年齢制限を設けることなく、その児童に影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、児童の意見が正当に重視されることを確保するよう要請する。委員会はさらに、締約国が、聴取される権利を児童が行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的監護及び保健医療の現場、児童に関わる司法及び行政手続、並びに地域コミュニティにおいて、環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、全ての児童が影響力を持つ形で参加することを積極的に促進するよう要請する。

CRC/C/JPN/CO/4-5

## F. 家庭環境及び代替的監護（第5条、第9～11条、第18条(1)及び(2)、第20条、第21条、第25条及び第27条(4)）

### 家庭環境

27. 委員会は、締約国が、以下を行うため、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

- (a) 仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること等の手段によって家族の支援や強化を図り、また、とりわけ児童の遺棄や施設措置を防止するため、困窮している家族に対して十分な社会的援助、心理社会的支援や指導を提供すること。
- (b) 児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること。
- (c) 家庭争議（例えば児童の扶養料に関するもの）における裁判所の命令の法執行を強化すること。
- (d) 子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約、扶養義務の準拠法に関する議定書、及び親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約の批准を検討すること。



---

TEXTS ADOPTED

---

**P9\_TA(2020)0182**

**International and domestic parental abduction of EU children in Japan**

**European Parliament resolution of 8 July 2020 on the international and domestic parental abduction of EU children in Japan (2020/2621(RSP))**

*The European Parliament,*

3. Highlights the fact that human rights principles for children are dependent on the national actions of the Japanese Government; stresses that a number of legislative and non-legislative measures are required to safeguard, inter alia, a child's right to both parents; urges the Japanese authorities to enforce effectively court decisions on access and visiting rights granted to left-behind parents and on the latter maintaining meaningful contact with their children who reside in Japan; stresses that these decisions are to always be taken with the child's best interests in mind;

子どもの人権原則が日本政府の国家活動に左右されているという事実を強調する。また、とりわけ両方の親に対する子どもの権利を守るために、多くの立法的および非立法的な措置が必要であることを強調する。また、取り残された親に与えられるアクセス権と訪問権、および日本在住の子どもとの有意義な接触を維持するために、裁判所の決定を効果的に執行するように日本の各当局に要請する。この決定は、常に子どもの最善の利益を念頭に置いてなされるべきであることを強く主張する。

15. Emphasises that limiting or completely denying parents access and visiting rights runs counter to Article 9 of the UNCRC;

親のアクセス権と訪問権を制限、あるいは完全に無視することは、UNCRC（子どもの権利条約）第9条に反するというを重要視する。

16. Requests that the Commission and the Council highlight the obligations of Parties to the UNCRC and in particular, the rights of children to maintain personal relationships and direct contact with both parents on a regular basis, unless it is contrary to the child's best interests;

UNCRC（子どもの権利条約）締約国の義務、とりわけ、子どもの最善の利益に反しない限りは両方の親との定期的な人間関係および直接の接触を維持するという子どもの権利を強調するよう、〈欧州〉委員会および〈欧州〉理事会に対し要請する。

17. Calls, in this respect, on the Japanese authorities to follow international recommendations to introduce the necessary changes to the country's legal system and put in place the possibility for shared or joint custody after the dissolution of the parents' relationship in order to bring their domestic laws into line with their international commitments, and to ensure that visiting and access rights reflect their obligations under the UNCRC; calls on the Japanese authorities to uphold their commitments to the UNCRC, which they ratified;

この点において、日本の各当局の国際的なコミットメントと国内法を一致させるため、両親の関係が破綻した後の共有または共同監護を可能にすべく必要な法制度の変更を実施するようにという国際的な勧告に従うこと、ならびに UNCRC（子どもの権利条約）の下の義務を反映したアクセス権と訪問権となることを確実にすることを、日本の各当局に対し要請する。また、日本の各当局に対し、批准した UNCRC へのコミットメントを守るよう要請する。

23. Calls on the Member States to undertake joint efforts and include this issue on the agenda of all bilateral or multilateral meetings with Japan in order to put pressure on the Japanese authorities to implement fully their obligations under international legislation on child protection;

子どもの保護に関する国際法の下での義務を日本の各当局に完全に履行させるよう圧力をかけるため、〈EU〉各加盟国に対し、共同の取り組みに着手し、日本とのすべての二国間または多国間会議の議題にこの問題を盛り込むよう要請する。

1  子どもの定義	2  差別の禁止	3  子どもにもっともよいことを	4  国の義務	5  親の指導を尊重	6  生きる権利・育つ権利	7  名前・国籍をもつ権利
8  名前・国籍・家族関係を守る	9  親と引き離されない権利	10  別々の国にいる親と会える権利	11  よその国に連れられない権利	12  意見を表す権利	13  表現の自由	14  思想・良心・宗教の自由
15  結社・集会の自由	16  プライバシー・名誉は守られる	17  適切な情報の入手	18  子どもの養育はまず親に責任	19  暴力などからの保護	20  家庭を奪われた子どもの保護	21  養子縁組
22  難民の子ども	23  障がいのある子ども	24  健康・医療への権利	25  施設に入っている子ども	26  社会保障を受ける権利	27  生活水準の確保	28  教育を受ける権利
29  教育の目的	30  少数民族・先住民の子ども	31  休み、遊ぶ権利	32  経済的搾取・有害な労働からの保護	33  麻薬・覚せい剤などからの保護	34  性的搾取からの保護	35  誘拐・売買からの保護
36  あらゆる搾取からの保護	37  拷問・死刑の禁止	38  戦争からの保護	39  被害にあった子どもを守る	40  子どもに関する司法	41  子どもにとってもっともよい法律	42  条約の広報
43-54  条約のしくみ	<h1>子どもの権利条約</h1>					

## 陳情第15号 横須賀市の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

### 横須賀市の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する陳情

#### 陳情の趣旨

今年6月に学校が再開してから新型コロナウイルスによる子供の感染は増加の一途をたどっています。横須賀市でも小学生などの感染者が見られ、マスクしているから学校内での濃厚接触者はいないと、学校の消毒終了後の再開となることもありました。校名や地域も不明でどこから感染するかわからない不安が常にありました。これでは自衛は出来ず、また様々な憶測やデマが飛び交う事は容易に想像出来ます。

大阪府寝屋川市では感染対策として学校に登校選択制を取り入れています。これは対面授業か家庭学習かを選択できる制度です。家庭学習を選択しても対面授業の様に、双方向のオンライン授業を受け、学習評価もされます。家庭内学習を選択する子供の分だけ、クラス内は少人数になり、人数が減ることで感染リスクも下がります。病気や不登校、不安で登校出来ない子供達を行政が支えています。感染者が出た場合迅速に学校名を開示し、感染した子供に対するいじめ問題にも熱心に取り組んでいます。

厚木市や横浜市のクラスター発生した小学校では最初は先生が発端であり、濃厚接触者を特定、後に検査拡大し、複数のクラスで感染者が発覚した経緯がありました。

大人はともかく、子供がコロナウイルスに感染しても、無症状か軽症で、症状があっても風邪症状程度と言われています。

そして子供は常に風邪ひくものなので、風邪をひいても熱を出して医師に診察を受けても、PCR検査を受ける事はまずありません。よって子供の場合正確にはどの位の人数が感染者であるのかは不明なままです。無症状や鼻水の子供も検査しないと感染の有無は分からないのです。そんな子供達が距離の近い換気不十分な40人の狭いクラス一同に集まり、歌を歌い、レコーダーを吹き、給食を食べるのです。子供達がこのような学校の3密環境の中でマスクを取り活動しています。

インフルエンザの様な感染症でも、学校で流行すれば学級閉鎖になりますが、検査して初めて分かることであり対策出来る事です。そして何より治療薬があります。

コロナウイルスは発症2~3日前から感染力があり子供が感染したとしても無症状や風邪扱いで検査されず、結果として知らぬ間に静かに感染は広がり、習い事などで地域にと拡大していきます。家庭内の大人の感染が発覚して初めて子供が検査され、結果として感染の多くは家庭内で多く、学校内での感染が少ないとされています。

感染に気がつかず後に抗体で感染が判明する子供だけに見られると言われた重篤な小児多臓器系炎症性症候群は海外では大人に症例にみられる事も分かり始めました(CDC サイトより)。そして主に感染拡大している地域で感染の3~4週間後に見られ始めます。

厚生労働省は川崎病の様な症状が海外の症例にあると診療の手引きにも記載しており、検査されない子供達のこのような症状がないか親に注意喚起し、感染した子供達の後遺症の有無をフォローアップしていく体制が必要になるのではと考えます。

よって下記事項が実現されるよう、~~地方自治体法第99条の規定に基づき~~意見書を提出致します。

陳情

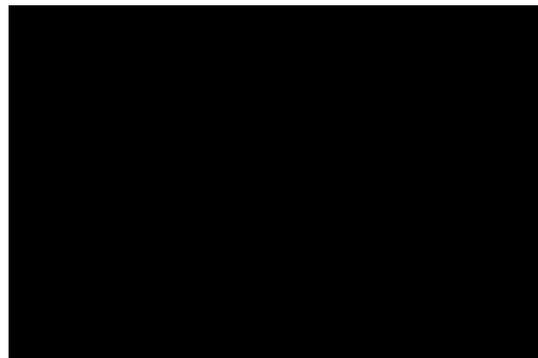
#### 陳情項目

- ①登校選択制導入（感染対策、不登校対策、災害対策として）
- ②感染者出た場合の検査抑制の改善。濃厚接触者以外にも対象幅広く学校全生徒、学年、最低でもクラス全員とする。もしくは様々な感染症が流行る冬季においては、流行拡大を阻止するために感染者が出た学級の2週間の自宅待機や学校教職員の定期的検査の実施。
- ③感染者が出た場合の学校名もしくは広域地域名を公開。感染者や医療従事者の子供達が差別されないいじめに対する対策の強化。
- ④学校内における適切なマスク装着。マスクをつけられない児童への配慮。  
冬季における常時換気が難しくなる場合、CO2 モニターなどで二酸化炭素を測り、換気を意識する目安とする。
- ⑤感染した子供や、在校児童の体調フォロー。後遺症の有無をみていく。  
学校医との連携。

横須賀市議会議長

板橋 衛 様

令和2年11月11日



## 陳情第16号 新型コロナウイルスへの感染不安で学校に登校できない子ども達へのさらなる学習保障について

### 新型コロナウイルスの感染不安で学校に登校出来ない子供達へのさらなる学習保障を求める陳情

下記事項が実現されるよう<sup>陳情</sup>~~地方自治体第99条の規定に基づき~~意見書を提出致します。

#### [陳情の趣旨]

新型コロナウイルスへの感染不安を持ち、学校に行くことができない子供に対して、早期（年内）に双方向型のオンライン授業を開始するなどの更なる学習保障の充実を求めます。

具体的には

- ①年内に当該校においてオンライン授業ができるパソコンや Wi-Fi 端末等を数台先に整備する事。
- ②この場合のオンラインと言うのは、例えばZoomの様な同時双方向型のオンライン授業配信を自宅と学校を繋ぐ形やそのやり取り。可能な限り授業に近い形であること。
- ③家庭にオンライン環境がない家庭に対しては、Wi-Fi ルータを貸与するなど、可能な限りオンライン環境整備を支援すること。

#### [陳情の内容]

学校再開後の全国の小中高校生の感染者は 1166 人(6/1～8/31 文科省調査)。

また、横須賀市において、感染が不安で自主休校している子供達の数は 124 名でした。

(小学校 66 名、中学校 45 名、高校 11 名、幼稚園 0 名、特別支援学校 2 名。8 月 18 日～9 月 4 日 18 日間で一日でも感染不安にて休校した総数)

自主休校している理由の背景には、単なる感染不安だけでなく、子供自身が重い疾患を抱えていたり、感染によるリスクの高い高齢者と同居しているなど様々な理由があるでしょう。その数は学校感染者数が増えるにつれて今後も増加していくと予想されます。

私の子供も、2 月末から自主休校を選択しています。感染への不安がある為、他の子供達と同じ様に 3 密の教室で勉強する事ができません。コロナ禍がなければ休むことはなく、皆と同じ様に元気に登校している子供です。

学校や先生からのある程度のサポートは受けていますが、基本的にはプリント学習のみであり、私自身が先生となり子供の勉強を見ている状態です。

しかし、私はプロの教師ではありませんし、家事等もあるため常に子供の側にいられるわけではありません。現状の学校の学習保障では、子供の学びが遅れてしまうのではないかと心

配です。また、家庭でのプリント学習のみでは、教室の雰囲気を感じることができず、クラスメイトとの交流もありません。教室の雰囲気を感じられ自分の居場所がそこにあるのだと安心出来る事が、今子供が一番望んでいることです。

自宅にオンライン環境がありながら、皆と同じ様な学習が受けられない。このような状態で早8か月が経ちました。コロナ禍の終息の目処が立たない中で、このまま子供達が十分な学びとコミュニケーションの機会を得られない状態がいつまで続くのかと思うと非常に不安です。

来年度あたりから GIGA スクール構想の実現に向けて PC の配布等がなされる予定と聞いていますが、「今学校に行けない」子供たちにどうか目を向けていただきたいと考え、今回の陳情となりました。

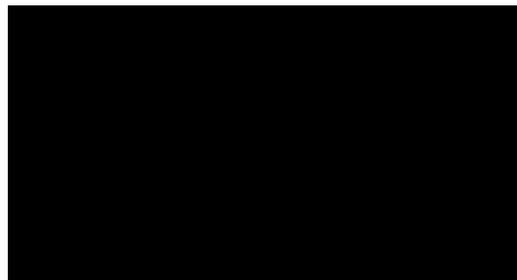
現在、大阪府寝屋川市等の複数の自治体では、感染対策として登校選択制を取り入れています。

自宅学習を選択しても対面授業の様に、双方向のオンライン授業を受け、学習評価もされる制度です。また自宅学習を選択する子供の分だけクラス内は少人数になり、人数が減ることなどで感染リスクも下がります。不安で登校出来ない子供達を行政が支えています。

同様の制度を導入することは難しくても、オンライン授業ができる環境を各学校に整備し、自主休校中の子供達の学習保障を少しでも充実していただければと思います。

横須賀市議会議長 板橋 衛 様

令和2年11月11日



## フェリー航路就航による市民生活への影響についての陳情

### 陳情の趣旨

首記フェリー就航に伴い、近隣住民の生活環境に極めて大きな悪影響が出るのが想定される。

については、その対策を十分に議論いただき、具体的な対策を示し私たち市民の不安を払拭していただきたい。

### 陳情項目

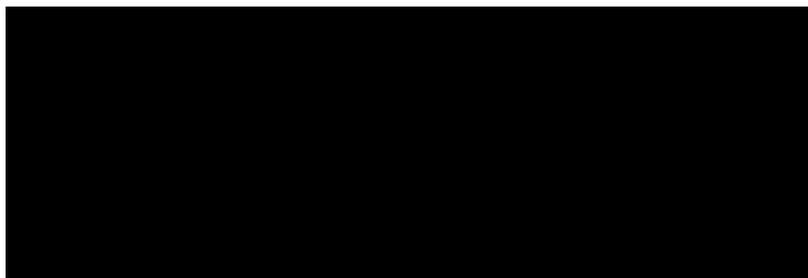
以下の項目について具体的な対策を示し、私たち市民の不安を払拭していただきたい。

- 1、大型トレーラーが相当数往来することにより、救急医療センター他周辺道路に渋滞及び危険が予想されることへの対策。
- 2、荷物を船内に積み込む大型トレーラーの待機待ち不法駐車問題及び待機運転による騒音と排気ガス問題。
- 3、フェリーと埠頭を結ぶ「鉄板の車路」通行時の騒音対策。
- 4、夜間、船舶への搬入搬出作業に伴う照明による光害問題。
- 5、夜間作業に伴う騒音問題。

令和2年11月13日

横須賀市議会議長 板橋 衛 様

陳情者



令和2年11月13日

横須賀市議会議長 板橋 衛 様

## 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

### 陳 情 理 由

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減し、高校進学にあたり「私立高校」を選択肢にできる中学生が増えました。私立高校の無償化へ大きく近づいたことは大いに評価される成果です。

しかし、まだ十分とはいえません。文部科学省の調査による私立高校の学費は、全国平均で授業料40万5000円、施設整備費等16万8千円の合計57万3000円です。年収590万円以上世帯の生徒は、就学支援金11万8800円を差し引いても45万4200円の負担があります。多子家庭においてはさらに大きな負担です。国の制度拡充に伴い、独自の授業料減免補助制度を改善した自治体が増加した一方で、そうでない自治体も残っています。また初年度には全国平均16万3000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私立高校の学費の自治体間格差を解消するためにも、授業料無償化世帯の拡大、支給対象拡大が求められるところです。

さらに現在の新型コロナウイルス感染症拡大は、経済活動に大打撃を与え、私立学校に通う世帯でも家計急変が起きています。経済的な理由による退学が起きないように、緊急の補助制度も必要となります。

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。「新しい生活様式」が求められる今後に向け、生徒・教職員の安全・衛生対応、遠隔授業実施に関わる公私差別的な条件整備が求められます。こうした私学の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために「私学振興助成法」に則り、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要です。

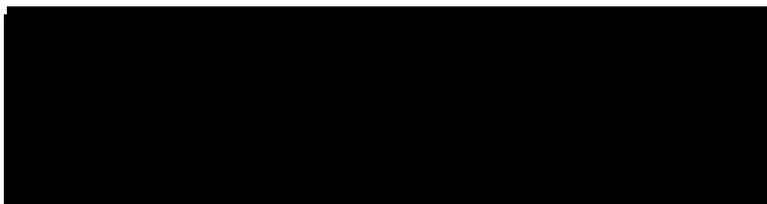
また5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018年度から必要以上に個人情報等を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。どの年齢においても、私学での学びが経済的な理由により阻害されることのないように、教育予算の増額が強く求められます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

### 陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情者



横須賀市議会議長 板橋 衛 様

## 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

### 陳 情 理 由

神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

国の就学支援金制度が今年度より改善され、年収 590 万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では県独自の学費補助制度の拡充により年収 700 万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約 27 万円残されます。近隣の都県、例えば年収 910 万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収 720 万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収 500 万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、今年度国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は 47 都道府県中 44 位、中学校は 45 都道府県中 45 位、小学校は 36 都道府県中 35 位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

### 陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「令和 3 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情者

